

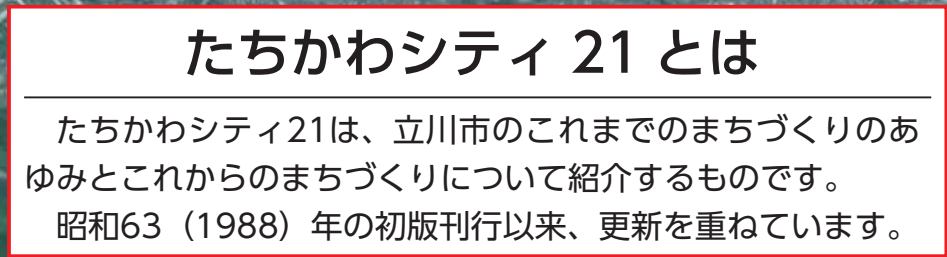
TACHIKAWA CITY

21

たちかわ シティ 21



立川市



首都圏の「業務核都市」立川

首都圏基本計画、首都圏整備計画

国は、昭和 51 (1976) 年に策定した「第 3 次首都圏基本計画」と、昭和 61 (1986) 年に策定した「第 4 次首都圏基本計画」において、東京大都市圏で東京都区部への一極依存構造を是正するため、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し多核多圏域型の地域構造として再構築することとしました。また周辺地域については従来の農業及び工業生産機能に加え、業務、教育、文化等の諸機能の充実を図り、中核都市圏等を中心に諸機能の集積を促進し、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指すこととしました。この「第 4 次首都圏基本計画」において、立川市は業務核都市に位置付けられました。

さらに、昭和 63 (1988) 年には多極分散型国土形成促進法が制定され、「第 4 次首都圏基本計画」において示された業務核都市の整備や、国の行政機関等の移転等を推進しました。

平成 11 (1999) 年に策定された「第 5 次首都圏基本計画」においては、東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指すとともに、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として育成整備することとしました。「業務核都市」については、業務機能の誘導を推進するとともに、商業機能、文化・居住等の生活機能を充実させ、良好な市街地の形成、緑地の保全、円滑な諸活動を支える交通、情報通信体系等の広域的基盤施設の整備を推進し、広域的な地域の中心性をもった都市の育成を図ることとしています。

平成 17 (2005) 年には、国土計画法体系の改正が行われ、それに伴い、従来の首都圏基本計画と首都圏整備計画が統合され、平成 18 (2006) 年に「首都圏整備計画」が策定されました。その際、新たな首都圏整備計画については国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないとされました。

そして、平成 28 (2016) 年 3 月に改定された「首都圏整備計画」では、業務核都市について、整備が進んでいる都市では業務の立地、諸機能の集積が進展しつつあり、今後、自立性の高い地域の中心として、各都市の既存集積、立地、交通条件、自然環境等の特徴をいかした個性的で魅力ある都市を目指して整備を推進することとしています。

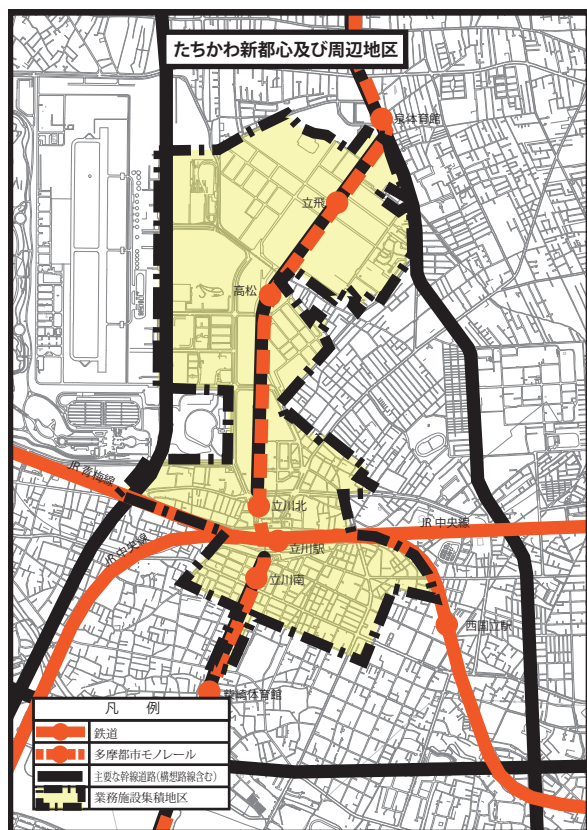


首都圏の地域整備のイメージ 一分散型ネットワーク構造一

「業務核都市」立川のまちづくり

立川市に関しては、平成 7 (1995) 年 8 月に主務大臣の承認を受けて、東京都が「八王子・立川業務核都市基本構想」を策定しました。この構想では、業務核都市の区域のうち、事務所等の業務施設を特に集積させることが適当と認められる「業務施設集積地区」を設定し、この地区内を整備する上で中核となる施設として「中核的施設」が計画されました。

また、「第 5 次首都圏基本計画」において、新たに多摩市が八王子市・立川市に加えて業務核都市に位置付けられたことを受け、平成 14 (2002) 年 11 月に主務大臣の同意を得て「八王子・立川・多摩業務核都市基本構想」が策定されました。立川市は国の行政機関などの移転を契機とした業務、商業機能の強化及び交流・文化機能の導入を図るとともに、交通の円滑化と拠点間の連携を強化する交通体系としての整備を推進することとされました。



21 世紀のまちづくりは、技術的なハード面にとどまらず、自然環境の保護やそこに住み、働く人々の心の安らぎ、固有の文化といった視点も重要になります。こうした点をもとに、立川市は首都圏の業務核都市として、商業・業務、文化、研究、防災などの広域的な拠点形成や交通網の整備を促進し、「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を進めています。

核都市名	八王子・立川・多摩業務核都市(基本構想同意平成 14 年 11 月)
業務施設集積地区	たちかわ新都心及び周辺地区
面積	約 272h a
中核的施設	・多摩都市モノレール ・文化・交流・情報センター
中核的施設 以外の施設	・ファール立川センタースクエア ・ファール立川センタースクエア内「女性総合センター」 「立川市中央図書館」 ・ファール立川センタースクエア内「公共駐車場」

国の機関が立川に

東京中心部への諸機能の集中を是正するため、民間の事務所、営業所等を業務核都市等に立地誘導するだけでなく、国としても国の行政機関等を業務核都市等に移転することとし、平成元（1989）年に「国立国語研究所」・「国文学研究資料館」・「統計数理研究所」・「国立極地研究所」・「自治大学校」の 5 つの研究機関等の移転先を立川市とすることがとり決められました。

その後、裁判員制度の導入、法曹人口の拡大を内容とする司法制度改革に対応するため、東京地方・家庭裁判所支部や東京地方検察庁支部、拘置所などの移転整備が進みました。

平成 25（2013）年には、老朽化が著しい錦町の立川地方合同庁舎、立川税務署、立川公共職業安定所等の国の庁舎が、地震防災機能を強化した新合同庁舎として緑町に移転整備されました。



裁判所庁舎



立川第二法務総合庁舎

国の機関一覧

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立国語研究所 (平成 17 (2005) 年 2 月開所)	東京地方裁判所立川支部 東京家庭裁判所立川支部 立川簡易裁判所 立川検察審査会 (平成 21 (2009) 年 4 月開庁)
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館 (平成 20 (2008) 年 4 月開館)	立川第二法務総合庁舎 東京地方検察庁立川支部 立川区検察庁 (平成 21 (2009) 年 4 月開庁)
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所 (平成 21 (2009) 年 10 月開所)	法務省 立川拘置所 (平成 21 (2009) 年 6 月開庁)
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所 (平成 21 (2009) 年 5 月開所)	立川地方合同庁舎 自衛隊東京地方協力本部 立川出張所 関東財務局東京財務事務所 立川出張所 東京税関立川出張所 東京法務局立川出張所 立川税務署 立川労働基準監督署 ハローワーク立川 (平成 25 (2013) 年 11 月開庁)
総務省 自治大学校 (平成 15 (2003) 年 4 月開校)	